○農林水産省告示第三百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿南市大井町〆谷二の一、二の八、二の一〇から二の一二まで、二の一四から二の一六まで、二の一八から二の二六まで、二の三六から二の四二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町木頭和無田字月谷六四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市市場町犬墓字大北七三九、字平地三三三の五、三三三の六、三三三の八、三三三の九、三三七の二、市場町大保字宇佐二一八、三一九、字原渕二四、市場町上喜来字北谷二三八〇の一から二三八〇の三まで、市場町日開谷字稲荷四八九、五一一、五三一の一、五三一の二、五四六、字僧都二〇、字為後六八の一、六八の二、六八の四、四四八、字中ノ名一四三の一、一四三の二、字野田原三二七、三三一の一から三三一の三まで、三三二の一から三三二の三まで、三三三の一から三三三の四まで、三三五の一から三三五の四まで、三三六の一から三三六の三まで、三四〇、三七〇の一、三七〇の二、三八〇の二、字原田四の一から四の三まで、一二八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大北七三九、字平地三三三の五・三三三の六・三三三の八・三三三の九・三三七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字宇佐三一八、三一九、字原渕二四、字北谷二三八〇の一から二三八〇の三まで、字稲荷四八九、五一一（次の図に示す部分に限る。）、五三一の一、五三一の二、五四六、字僧都二〇、字為後四四八（次の図に示す部分に限る。）、字中ノ名一四三の一、一四三の二、字野田原三二七、三三一の一、三三一の二、三三一の三、三三二の二、三三三の三、三三四の四（次の図に示す部分に限る。）、三三五の四、三三六の二、三三六の三、三四〇、三七〇の一、三七〇の二、三八〇の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県阿波市市場町犬墓字小竹一、二、字竹倉一五〇の二、市場町大影字国行一五七の一〇から一五七の二二まで、一五七の二五から一五七の七一まで、一五七の一〇〇から一五七の一一二まで、一五八の三八から一五八の四七まで、一五八の九一から一五八の一〇二まで、字ニイヤ二一九の七から二一九の二九まで、市場町日開谷字為後七〇の一、七〇の三から七〇の六まで、七〇の九、字仁賀木一九の二、一九の五から一九の一五まで、字原田二の一、一二四、字東谷奥四〇の一から四〇の三まで、四六の二、七三の一、七三の二、七三の五、七六、七七、八六、一三三の一、一三三の二、字東花子八の五、八の六、阿波町引地二の一から二の四まで、二の二〇から二の二五まで、二の二七、二の三〇、土成町宮川内字相婦八四の一、八四の一四、字角倉九の一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県豊後大野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、豊後大野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

豊後大野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大分県竹田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、竹田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養